

別表（第2条関係）

補助事業名	外国人介護人材に対する介護技術等研修事業
補助事業の目的	外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着するため、地域の中核的な受入施設等において、基本的な介護技術研修等を実施し、受入環境を整備することを目的とする。
補助事業の対象となる者	外国人介護人材の受入や教育に実績がある法人
補助事業の対象となる経費	<p>外国人介護技能実習生、介護分野における1号特定技能外国人に対して行う以下の研修開催に要する経費</p> <p>【対象研修】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護技術研修 基本的な介護知識・技術の向上を図る研修 2 介護の日本語研修 介護現場で使われる日本語能力の向上を図る研修 <p>【対象経費】</p> <p>人件費（本事業実施のために要する時間に応じた基本給及び超過労働に係る割増賃金に限る。）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料</p>
補助率	定額
補助金の額	<p>補助金の額は予算の範囲内とし、下記による額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 2. 上記1で選定した額と補助基準額とを比較して少ない方の額を選定し、千円未満を切り捨てた額とする。 3. 補助基準額は、研修1講座の実施につき、500千円を限度とする。
適用除外する条項	第19条
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 外国人介護人材に対する介護技術等研修事業所要額調書 (別紙1)</p> <p>2 外国人介護人材に対する介護技術等研修事業実施計画書 (別紙2)</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>別に定める日</p>
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>補助金額に増額が生じない経費の変更</p>
	<p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>第 3 条に準じる。</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>必要の生じた日から20日以内。</p> <p>ただし、当該年度の3月31日を限度とする。</p>
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等)</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 外国人介護人材に対する介護技術等研修事業精算調書 (別紙3)</p> <p>2 外国人介護人材に対する介護技術等研修事業実績報告書 (別紙4)</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日</p>
第 19 条 第 1 項	<p>(処分制限期間)</p>